

仕 様 書

1 件 名

令和7年度トイレ衛生機器レンタル業務委託

2 商品、数量及び設置場所

水洗便所用薬剤供給装置・・・47個

脱臭芳香器・・・44個

汚物容器・・・ 33個

設置場所及び設置箇所については別添一覧のとおり

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 設置器具の仕様について

(1) 水洗便所用薬剤供給装置

- ・ 洗浄水と連動し、洗浄水流水後に薬剤溶液を便器内全体に供給する装置であること。
- ・ 薬剤の効果が十分に発揮されるよう、洗浄水流水後に薬剤溶液が供給される装置であること。(薬剤が洗浄水で薄まり、効果が半減することがないように工夫された装置であること。)
- ・ 使用頻度により薬剤の供出量が調整可能であること。
- ・ 使用する薬剤については、便器の表面を常に清潔に保つ優れた洗浄・静菌効果があり、また便器面から発生するにおいを消臭する作用をもつこと。
また、尿が化学変化によって尿石に分解されるのを防ぐとともに、排水管の腐食を抑制する作用をもつこと。
- ・ 芳香作用があるものであること。
- ・ 各設置場所に設置の水洗便器に取り付け可能であること。
- ・ 使用する薬剤については、各種排水管及び金属材料に対して悪影響を与えないものを使用すること。(安全性基準に適合していること。)

(2) 脱臭芳香器

- ・ トイレ内の空気環境を快適に保つための脱臭芳香器であること。
- ・ トイレ内のいやなにおいを科学的に消臭する効果があり、また香料による芳香でトイレ内の空気をリフレッシュする効果をもつこと。
- ・ ファン等により、空間全体へ脱臭芳香成分が広がる機器であること。
- ・ 脱臭、芳香剤の噴霧量が調整可能であること。
- ・ 電源を内蔵していること。
- ・ 各設置場所への壁掛設置が可能であること。

(3) 汚物容器

- ・ 大きさ 300mm×700mm×200mm程度であること。
- ・ 消臭、抗菌機能付で外に臭いが漏れにくい構造であること。
- ・ 二重蓋構造になっていること。(開閉の際に中身が見えないこと。)
- ・ センサー付の自動開閉式であり、ふたの開閉がノンタッチで可能であること。
- ・ 常に衛生状態を保つため滅菌処理のうえ容器を交換すること。(2か月に1回以上)

5 保守について

(1) 定期点検

- ① 薬剤供給装置の薬剤・脱臭芳香器の消臭剤の交換を2か月に1回以上行うこと。
- ② 設置器具の保守点検を2か月に1回以上行うこと。
- ③ 汚物容器の汚物回収を労働局が委託する清掃業者にも行わせる(週2回程度を予定)ため、必要となる専用の袋を用意すること。

(2) 使用器具・機材等

業務に必要な工具及び作業着、手袋類その他受託業務遂行上必要となる物品については、すべて受託者の負担とする。また、業務に必要な機器等を搬入・搬出する場合は、日時及び方法について事前に担当者と協議してその指示に従うこと。

(3) 報告書の提出

受託者は、必要に応じ点検実施日を担当者と打合せのうえ決定し、作業終了後は担当者に報告し、確認を受けること。

(4) 事故又は障害発生時の対応等

事故又は障害等により受託業務に支障が生じた場合には、直ちに技術員を派遣して機能の保持を行うとともに、担当者に状況を報告すること。ただし、費用が発生する場合は会計第二係の了承を得てから実施すること。

また、設置機器の破損による交換、調整作業については受託者の負担とする。

6 留意事項について

(1) 作業に関する事項

受託者は作業員の身元、風紀、衛生及びその他規律に関する一切の責任を負うこと。

(2) 安全衛生に関する事項

受託者は作業員に対して、安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導、及び教育を徹底すること。また、作業員は作業中の節水・節電を心がけ、職員及び来客の通行に支障が生じないように留意するとともに、機器を操作する際には、十分に安全確認を行い、事故の無いようにすること。万一、受託者の責に帰すべき事由により作業中に事故が発生した場合は、受託者がその責任を負うこと。

(3) 施設・設備の使用等に関する事項

作業現場及び使用した施設については、火気に十分注意し、常に整理・整頓を心がけること。また、作業実施に際し、建築物、設備及び物品等に損害を及ぼすことのないよう十分注意

し、万一損害を与えた場合には、直ちに原状回復すること。なお、原状回復に要した費用は、受託者において負担すること。

(4) 再委託について

委託業務を再委託する場合は、次の通りの取り扱いとする。

- ① 業務実施にあたり、その全部を一括して再委託(再委託先が子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む)してはならない。
- ② 業務の一部について再委託する場合は、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。また、承認を受けた内容を変更する場合には様式2「再委託に係る変更承認申請書」により承認を受けなければならないこと。
- ③ 再委託先からさらに第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。また、履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4「履行体制図変更届出書」を提出しなければならない。
- ④ 千葉労働局は上記の申請に対し、内容を精査し、承認した場合のみ契約を締結することとする。
- ⑤ 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

7 その他

レンタル機器の設置及び契約終了に伴う機器の撤去については、すべて受託者の負担とすること。

なお、本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上定めることとする。

8 担当・連絡先

千葉労働局総務部総務課会計第二係 尾崎

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

TEL:043-221-4311

メール: ozaki-takashi@mhlw.go.jp

設置場所等				商品	個数
名称	所在地	連絡先	担当者		
船橋労働基準監督署	船橋市海神町2-3-13	047-431-0181	業務課長	水洗便所用薬剤供給装置	2
				脱臭芳香器	2
茂原労働基準監督署	茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551	監督課長	水洗便所用薬剤供給装置	2
成田労働基準監督署	成田市東和田553-4	0476-22-5666	監督課長	水洗便所用薬剤供給装置	2
東金労働基準監督署	東金市田間65	0475-52-4358	監督課長	水洗便所用薬剤供給装置	2
市川公共職業安定所	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609※	庶務課長	水洗便所用薬剤供給装置	6
				脱臭芳香器	6
				汚物容器	7
館山公共職業安定所	館山市八幡815-2	0470-22-2236	管理課長	水洗便所用薬剤供給装置	4
佐原公共職業安定所	香取市北1-3-2	0478-55-1132	管理課長	水洗便所用薬剤供給装置	3
船橋公共職業安定所 (第1庁舎)	船橋市湊町2-10-17	047-431-8287※	庶務課長	水洗便所用薬剤供給装置	4
				脱臭芳香器	4
				汚物容器	4
成田公共職業安定所 (からべ庁舎)	成田市加良部3-4-2	0476-27-8609※	庶務課長	水洗便所用薬剤供給装置	4
				脱臭芳香器	4
千葉公共職業安定所 千葉障害者職業センター	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181※	庶務課長	水洗便所用薬剤供給装置	8
				脱臭芳香器	16
				汚物容器	22
銚子労働総合庁舎 (銚子労働基準監督署) (銚子公共職業安定所)	銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎	0476-22-8100 0479-22-7406	監督課長 庶務課長	水洗便所用薬剤供給装置	10
				脱臭芳香器	12

※市川所・船橋所・成田所・千葉所については、電話を掛けると「番号と#を押してください」との案内が流れますので「51#」を押して下さい。

合計	水洗便所用薬剤供給装置	47
	脱臭芳香器	44
	汚物容器	33

設置箇所一覧

設置場所等		設置箇所	薬剤供給装置	脱臭芳香器	汚物容器
名称	所在地				
船橋労働基準監督署	船橋市海神町2-3-13	1F 男子トイレ	2	1	
		1F 女子トイレ		1	
茂原労働基準監督署	茂原市萩原町3-20-3	1F 男子トイレ	2		
成田労働基準監督署	成田市東和田字高崎553-4	1F 男子トイレ	2		
東金労働基準監督署	東金市田間65	1F 男子トイレ	2		
市川公共職業安定所	市川市南八幡5-11-21	1F 男子トイレ	3	1	
		1F 女子トイレ		1	2
		1F 多目的トイレ			1
		2F 男子トイレ	3	1	
		2F 女子トイレ		1	2
		3F 男子トイレ		1	
館山公共職業安定所	館山市八幡815-2	1F 男子トイレ	2		
		2F 男子トイレ	2		
佐原公共職業安定所	香取市北1-3-2	1F 男子トイレ	2		
		2F 男子トイレ	1		
船橋公共職業安定所 (第1庁舎)	船橋市湊町2-10-17	1F 男子トイレ	2	1	
		1F 女子トイレ		1	2
		2F 男子トイレ	2	1	
		2F 女子トイレ		1	2
成田公共職業安定所 (からべ庁舎)	成田市加良部3-4-2	1F 男子トイレ	3	1	
		1F 女子トイレ		1	
		2F 男子トイレ	1	1	
		2F 女子トイレ		1	
千葉公共職業安定所 合同庁舎	千葉市美浜区幸町1-1-3	1F 男子トイレ	2	1	
		1F 女子トイレ		1	4
		1F 多目的トイレ1		1	1
		1F 多目的トイレ2		1	1
		2F 男子トイレ	2	1	
		2F 女子トイレ		1	4
		2F 多目的トイレ		1	1
		3F 男子トイレ	2	1	
		3F 女子トイレ		1	4
		3F 多目的トイレ		1	1
		4F 男子トイレ	2	1	
		4F 女子トイレ		1	2
		4F 多目的トイレ1		1	1
		4F 多目的トイレ2		1	1
銚子労働総合庁舎	銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎	1F 男子トイレ1	2	1	
		1F 男子トイレ2	1		
		1F 女子トイレ		1	
		1F 多目的トイレ		1	
		2F 男子トイレ	2	1	
		2F 女子トイレ		1	
		2F 多目的トイレ		1	
		3F 男子トイレ	2	1	
		3F 女子トイレ		1	
		3F 多目的トイレ		1	
		4F 男子トイレ1	2	1	
		4F 男子トイレ2	1		
4F 女子トイレ		1			
4F 多目的トイレ		1			
合計			47	44	33

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件 名

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

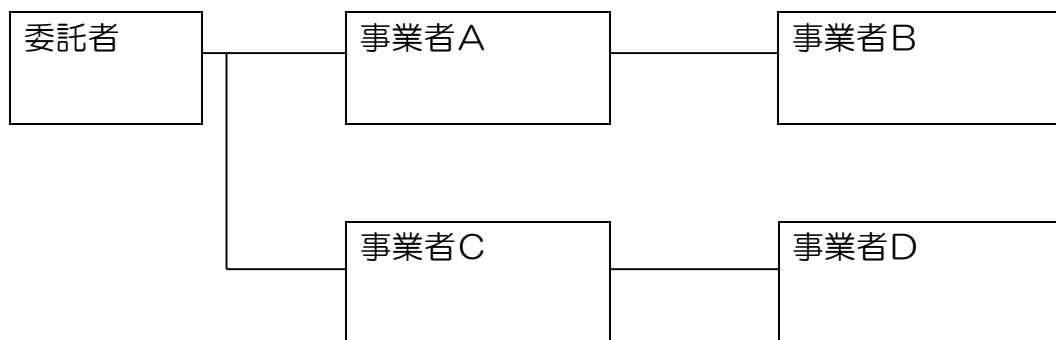
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名 _____

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

